

事後学習補助資料（目次）

「隣人訴訟」

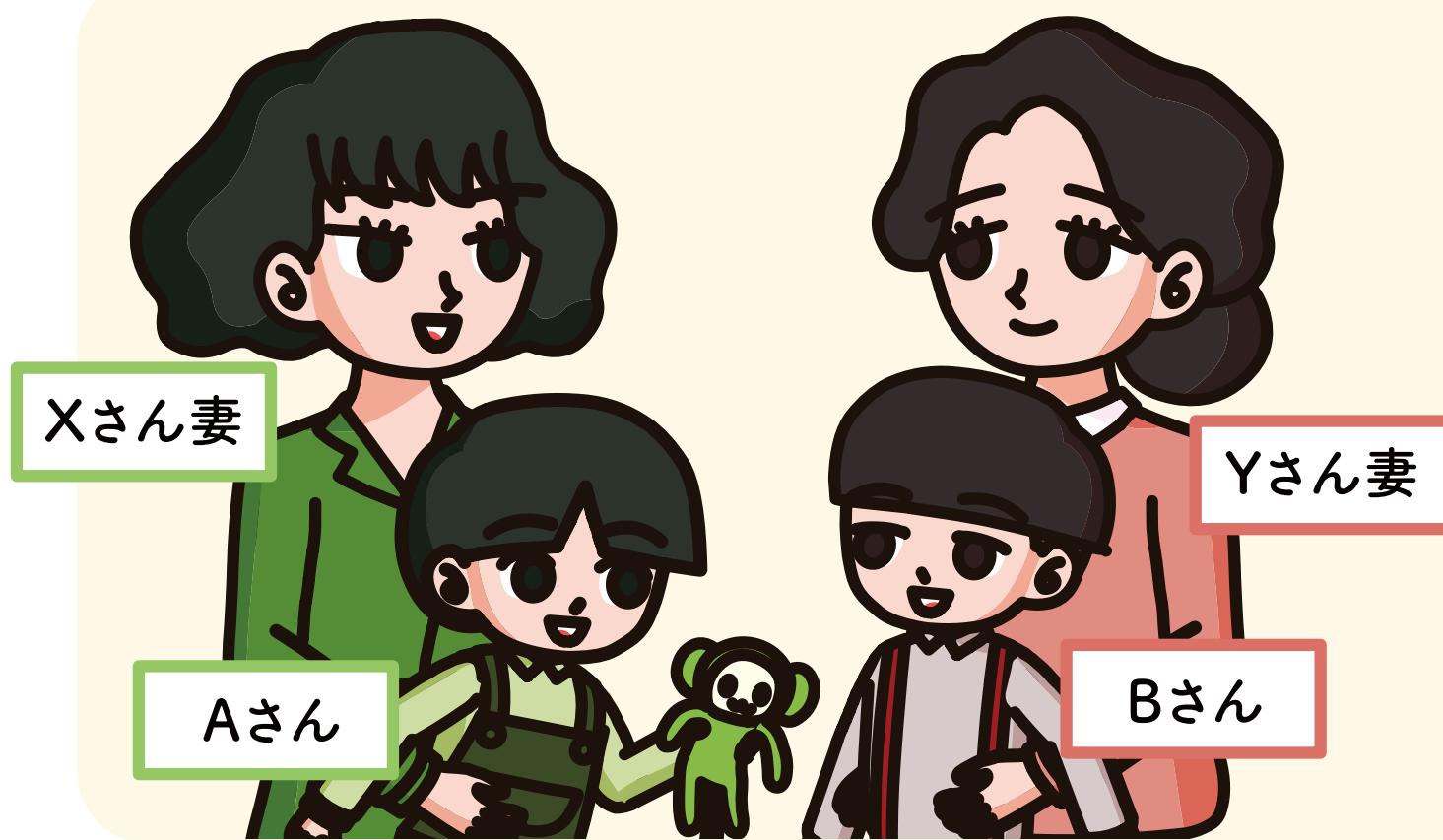
1 隣人訴訟について

2 裁判・判決内容

3 まとめ

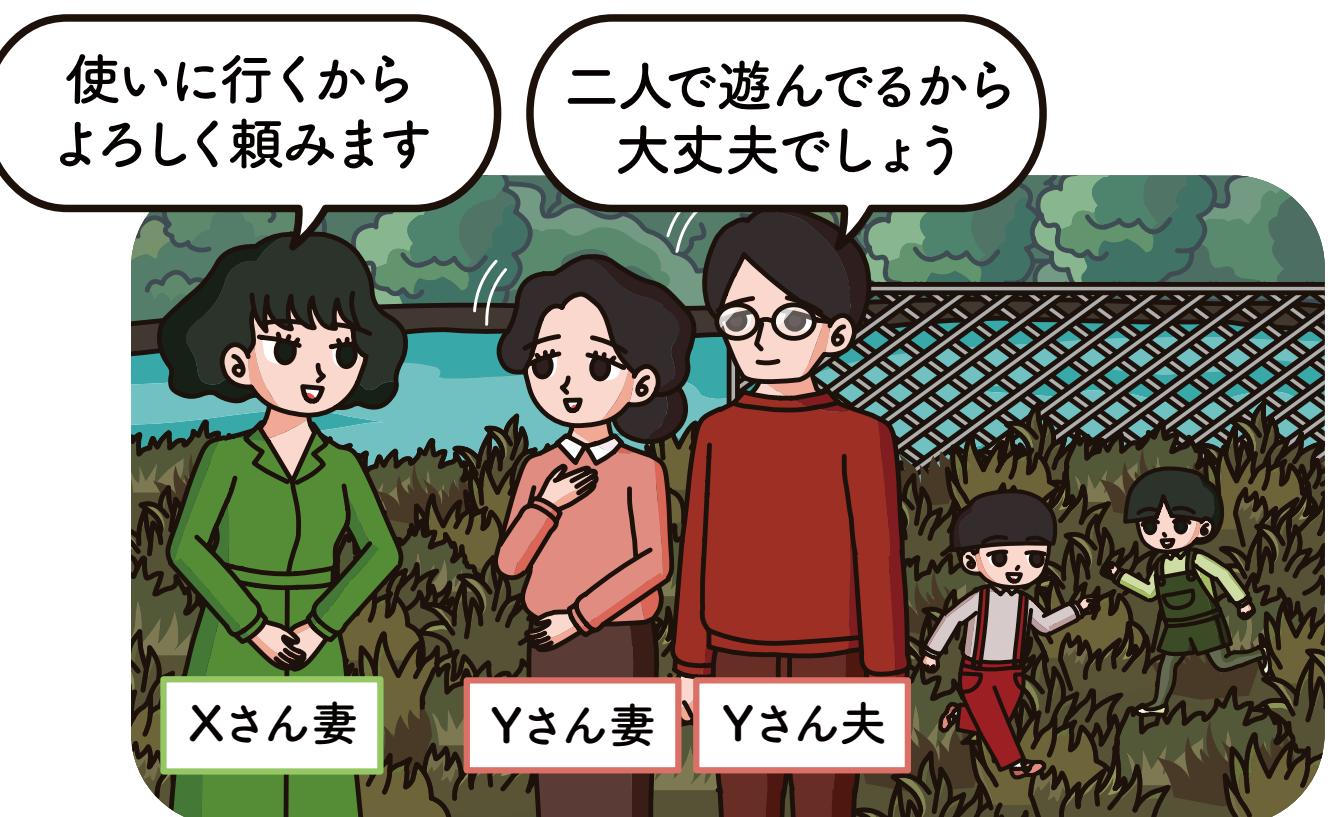


「隣人訴訟」とは



×さん妻が買い物に行くあいだ、仲の良いYさん夫婦に
×さん夫婦の子供（Aさん、当時3歳）を預けたところ、
Aさんが水難事故で亡くなってしまったために起きた
民事訴訟事件とこれに関連する一連の事態

預けられたYさん夫婦は、Aさんを自分の子ども（Bさん、当時4歳）と遊ばせ、目を離していた。
すると、Bさんだけが帰宅し「Aさんが泳ぐと言って池に潜り
帰ってこない」などと告げられる。急いで近所の人たちと近所の
農業用溜池の中を探したところ、水際から5mから6m、
水深3mから4mほどのところに沈んでいるAさんを発見した。
Aさんは病院へ搬送されたが死亡が確認された。



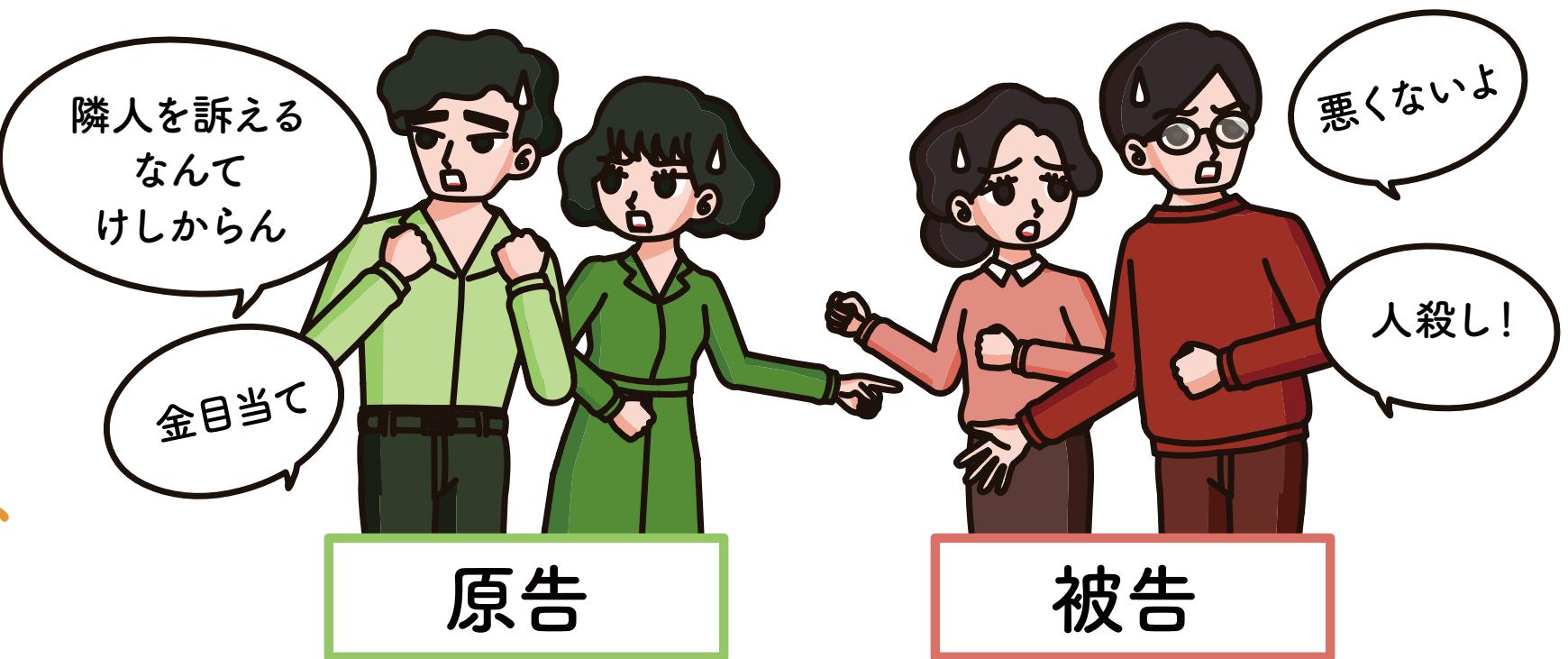
2 | 裁判・判決内容

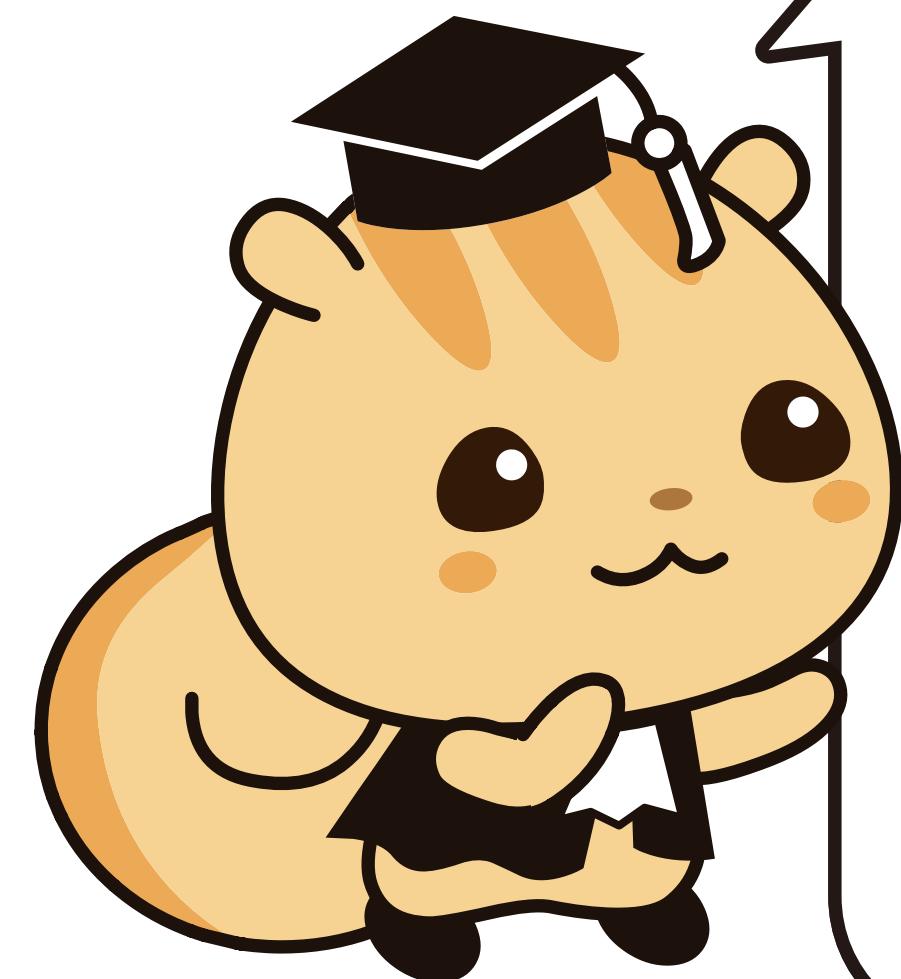
Xさん夫婦はYさん夫婦らを被告として、損害賠償請求訴訟を提起した。
請求額は合計約2,800万円。



判決内容

裁判では、Yさん夫婦の責任が一部認められ、約500万円の支払いを命じる判決が出た。Yさん夫婦はこれに控訴し、さらに争うつもりだったが、世間からXさん夫婦Yさん夫婦双方に誹謗中傷や嫌がらせが相次いだ。その結果、Xさん夫婦が訴えを取り下げ、Yさん夫婦もこれに同意したので、訴訟自体が初めからなかったこととなった。





当時の日本では、
隣人同士が司法の場で争うことなどに
反発が強かったんだね。
でも、裁判を受ける権利（憲法第32条）は、
法的救済を求めるために誰しも持っているもの。
これを妨げることは誰にもできないんだ！

日本国憲法第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。